事務事業ID

尹	1264	令和	6	年度	`	哥	事務事	業評	価シー	 			令	和	6	年	9	月	20	日作成	:
	事務事業名	(令和 史跡等公		年度実績 公事業)					lacksquare	実別	施計画登載事業				総合	合戦略	登載	事業		
	政策名									事業期間				予算:							
政策体系	施策名)歴史・文化								区 分 単年度繰返						項			
系	基本事業名			すの保存と活					*	期間	欄に	開始年度を記入				01	10	04	0:	2 11	Э0
	根拠法令	文化財保護法							期間					事務事業区分							
	部課名	教育委員会事務局教育総務課							[]	【開始年度】											
所	課長名	伊藤 真	紀子							0.5		年度~						Г	ńл		
鳫	係 名	文化財係			Ē	電話 0192-27-3111		111	25		平及~				E -		E —	一月又			
	担当者	工藤や	よい		Į.	内線		296													
事業 (委) •事	指定史跡の公有化 に内容は、①地権者 託)、⑤補償額算定 業費は、測量調查 素	への説明、 調査(委託 委託、不動産	②史[用地交涉、⑦)所有者	変更登	記·地積	更正登記	分筆登記		-		総投入量 (千円)	事業	財源内訳	国庫都道州せる。一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	期間限 支出金 引泉支出金 引泉支出金 では、 では、 の他 般財派 (A) (A) (A) + (II	数数	W+1X		0 0 0
	現状把握の部(D 事務事業の目的																				
	手段(主な活動)	C10111								(5)	活重	动指煙(事務事業	<u>መ</u>	壬動・	量を3	表す指	(煙)				
前年度実績(前年度に行った主な活動)								⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 名称					í	 单位							
所有権保存登記が実施できないため取得を見送っていた蛸ノ浦貝塚内の1筆について、所有者 ら寄附の申し出があり、取得・登記の手続きを行った。								、所有者か	1111												

(1) 事務事業の日的と指標						
① 手段(主な活動)	⑤ 活動	動指標(事務事業の活動量を表す指標)				
前年度実績(前年度に行った主な活動)		名称	単位			
所有権保存登記が実施できないため取得を見送っていた蛸ノ浦貝塚内の1筆について、所有者から寄附の申し出があり、取得・登記の手続きを行った。	ア	取得件数	筆			
	1	取得面積	m²			
今年度計画(今年度に計画している主な活動)	- 1	4KN 10.19	111			
大洞貝塚内の2筆を取得する。	ウ					
	⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)					
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		名称	単位			
保存活用計画によって計画的に取得することとなっている史跡指定範囲内の土地		公有化を必要とする土地の面積	m²			
	+					
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)						
史跡の公有化	ク					
	⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)					
		名称	単位			
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)	+	公有化された土地の面積	m²			
史跡が開発行為等から保護され、活用が促進される。	シ	公有化率	%			
	ス					

(2)	総	事業	葉費・指標等の推移				<u>'</u>	<u> </u>		<u>'</u>	
					年度 単位	2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(実績)	6年度(目標)	7年度(目標)
			国庫支出金		千円	0	0	0	0	15,594	0
	由	財 都道府県支出金			千円	0	0	0	0	0	0
	事業費	財 源 内 内 訳 その他		千円	0	0	0	0	3,500	0	
±⊓.	書				千円	0	0	0	0	0	0
投入量	,	一般財源			千円	0	0	0	0	399	0
		事業費計(A)			千円	0	0	0	0	19,493	0
1 =	人		現職員従事人数		人	0	0	0	1	1	0
	件費	延べ業務時間		時間	0	0	0	100	200	0	
	賀	人作	牛費計(B)		千円	0	0	0	400	800	0
			トータルコスト(A)+(B)		千円	0	0	0	400	20,293	0
				ア	筆	0	0	0	1	2	0
	⑤活動指標 イ		1	m³	0	0	0	48	1,809	0	
				ウ							
				カ	mi	81,801	81,801	81,801	81,801	81,801	81,801
			⑥対象指標	+							
				ク							
				サ	m²	43,259	43,259	43,259	43,307	45,116	45,116
			⑦成果指標	シ	%	53	53	53	53	55	55
	<u></u>		ス								

事務事業ID

1264

事務事業名

史跡等公有化事業

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

この事務事業を開始したきっかけは何か?いつ頃どんな経緯で開始されたのか?

東日本大震災の後、住居の高台移転先として国指定史跡蛸ノ浦貝塚内の土地を利用したいとの申出があったことから、史跡を開発行為から保護し、適正な管理活用を行うため、ま 、史跡に指定された土地に課する制約によって地権者に生じる損失を補填するため、指定地内の土地を買い上げることとした。 下船渡貝塚及び大洞貝塚については、平成14年度に地権者に説明を行い、売却を希望する土地について公有化している。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか?

平成25年度から平成28年度にかけて実施した公有化により、蛸ノ浦貝塚の公有地面積は2,408㎡から28,954㎡に、公有化率は4.3%から51.9%に拡大した。史跡の中央部が土地所 有者の意向により取得できていないが、引き続き情報収集に努めている。一方、下船渡貝塚の公有化率は63.2%(5,887㎡)、大洞貝塚の公有化率は48.7%(9,972㎡)となっている。大洞貝塚の所有者から売却の意向が示されたことから、令和6年度に公有化を予定している。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

- ・高齢となっているので早く土地を売却したい(複数の地権者から)
- ・鑑定額が想定外に低いため、売却の意向を取り下げる(地権者から)
- ・過年度に公有化した史跡内の土地がきれいに刈り払われており、市民として好ましく思う(業者から)

評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価 □ 見直し余地があ ① 政策体系との整合性 ▽ 理由・内容 ☑ 結びついている この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか? 公有化により史跡の保存が図られ、文化資源が継承されることにより、郷土へ愛着が育まれ、豊かな心を育む人づくりの推進に結び Ħ 的 □ 見直し余地がある ② 公共関与の妥当性 ▽ 理由・内容 ☑ 妥当である 포 文化財保護法で、公共の関与が示されているため。 ぜこの事業を当市が行わなければならないの 性 か?税金を投入して、達成する目的か? 評 価 □ 見直し余地がある ③ 対象・意図の妥当性 ▽ 理由・内容 ☑ 適切である 保存管理計画では公有化の目的を「史跡の恒久的な保存の確立と、土地所有者等の財産権の尊重や損失補填、適正な維持管理、整備や活用など公益的方策の展開に資するため」としている。当事業では所有者の意向に基づきながら、将来的な史跡の整備 対象を限定・追加すべきか?意図を限定・拡充 すべきか? 活用を視野に入れ、候補地を選定・事業を実施しており、適切である。 向上余地がある ④ 成果の向上余地 ▽ 理由·内容 □ 向上余地がない 土地を取得することで、史跡の開発行為からの保護及び活用を図ることができるが、財源の確保が課題となっている。 成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか? 14 □ 影響がない ⑤ 廃止・休止の成果への影響 ▽ 理由・内容 ☑ 影響がある 佃 史跡内では住宅建設などの行為が文化財保護法により厳しく制約されているため、保存管理計画では財産権の尊重や損失補填の 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無と その内容は? 観点から公有化の促進を図ることとしている。当事業を廃止した場合、土地の活用を望む土地所有者に対する交渉の手段が失われ ることから、無断現状変更等の発生を招く可能性があり、史跡の適正な管理を妨げる。 削減余地がある ⑥ 事業費の削減余地 ▽ 理由・内容 ☑ 削減余地がない 現在は事業費を投入していない。 成果を下げずに事業費を削減できないか?(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 率 性 ⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余 □ 削減余地がある 評 ▽ 理由・内容 地 ☑ 削減余地がない 価 職員1人が他の文化財事業と並行して事務事業を行っており、これ以上の削減は事業の停滞を招く。 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できない か?成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか?(アウトソーシングなど) ⑧ 受益機会・費用負担の適正化余 見直し余地がある 4 17 抽 ☑ 公平・公正である 性 史跡内の土地の購入は所有者に対する損失補填の側面があり、購入額と補償額の算定については、それぞれ定められた基準に照 事業の内容が 一部の受益者に偏っていて不公平 らし公正に実施している。また、公有化によって推進される史跡の保存と活用は公益に資するものであり、成果は公平に還元される。 評 ではないか?受益者負担が公平・公正になって 価

今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

(2) 改革・改善による期待成果

2 改革改善(縮小・統合含む)

※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成 果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト							
Ì		削減	維持	増加					
	上可			•					
成果	維持			×					
	低下		×	×					

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

・近年、所有者不明土地の解消に向けての制度改正が行われていることや、 相続登記の義務化が始まることなどから、従来公有化の障壁となっていた所有者不明土 地、未相続地の取得が容易になる可能性がある。また、このような状況の変化に応じて、土 地所有者が売却の意向を示すことが想定されるため、情報の収集に努める。

- ・財源を確保し、売却の意向がある土地を取得する。
- ・取得後の土地については、史跡の活用に向けて、整備の方針を検討する必要がある。

4 課長等意見

(1) 今後の方向性 (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

2 改革改善(縮小・統合含む)

地権者の意向を踏まえながら、財源を確保し、計画的に史跡の公有化を取り進める必要がある。 また、取得後の活用・保存の在り方について中・長期的な方針を定め、活用に向け取り組む必要がある。